

高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第 1 条 略 (補助目的及び補助対象事業) 第 2 条 県は、中山間地域の農業を支える集落営農の活性化に向けて、集落営農組織等が策定したビジョンの実現に向けて、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知。）<u>及び集落営農連携促進等事業実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3212 号農林水産事務次官依命通知。）</u>に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が<u>集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織（以下「間接補助事業者」という。）の集落ビジョンの実現に向けた取組への助成</u>事業を実施するために必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 第 3 条～第 1 6 条 略 附則 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。</u>	(趣旨) 第 1 条 略 (補助目的及び補助対象事業) 第 2 条 県は、中山間地域の農業を支える集落営農の活性化に向けて、集落営農組織等が策定したビジョンの実現に向けて、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知。以下「<u>実施要綱</u>」という。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 第 3 条～第 1 6 条 略 附則 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 2 日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 附則 この要綱は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		経費	補助率等	備考
集落ビジョンの実現に向けた取組	(1) 中核となる若者等の雇用（注1）	中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる以下の経費であること ①給料（フルタイムの場合）又は報酬（パートタイムの場合） ②給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料及び労働保険料	定額（上限額1年あたり100万円、最大3年）	<u>間接補助事業者ごとの補助上限額は、集落ビジョンにおける目標年度までの期間で1,000万円とする。</u>
	(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培（種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等）、加工品の試作（委託費、機械等のリース料等）、販路開拓（展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等）などの経費であること	定額 なお、高収益作物の試験栽培を実施する場合は、1集落ビジョン等当たり2作物（1作物30aまでの経費が上限）まで補助対象とすることができるものとする。	
	(3) 組織の法人化	信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費であること	定額（法人化した組織に対して25万円を補助するものとする。）	
	(4) 共同利用機械等の導入（注2）	共同利用機械等を導入する場合において、効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費であること	2分の1以内	

（注1）中核となる若者等の雇用については、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱または集落営農連携促進等事業実施要綱に規定する基準及び要件を満たすものを対象とする。

（注2）共同利用機械等の導入については、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱または集落営農連携促進等事業実施要綱に規定する基準を満たすものを対象とし、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（注3）事業実施期間については、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱または集落営農連携促進等事業実施要綱に規定する期間とする。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業		経費	補助率等	備考
集落ビジョンの実現に向けた取組	(1) 中核となる若者等の雇用（注1）	<u>実施要綱別紙1－2の基準を満たす</u> 中核となる若者等の雇用の場合において、当該若者等を雇用する際に必要となる以下の経費であること（注2） ①給料（フルタイムの場合）又は報酬（パートタイムの場合） ②給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料及び労働保険料	定額（上限額1年あたり100万円、最大3年）	<u>1. 第4条に定める間接補助事業者とは集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第3の5の（1）の要件を満たす集落営農組織又は集落営農組織が主たる構成員となった連携組織をいう。</u> <u>なお、集落営農組織は集落内の概ね過半の農家は何らかの形で集落営農に参加していること。</u> <u>2. 集落ビジョン等に基づく期間（補助上限額1,000万円）を助成対象とすることができるものとする。</u>
	(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培（種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等）、加工品の試作（委託費、機械等のリース料等）、販路開拓（展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等）などの経費であること	定額 なお、高収益作物の試験栽培を実施する場合は、1集落ビジョン等当たり2作物（1作物30aまでの経費が上限）まで補助対象とすることができるものとする。	
	(3) 組織の法人化	信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費であること	定額（法人化した組織に対して25万円を補助するものとする。）	
	(4) 共同利用機械等の導入（注3）	<u>実施要綱別紙1－3の基準を満たす</u> 共同利用機械等を導入する場合において、効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費であること	2分の1以内	

（注1）若者等の雇用については、目標年度以降も雇用契約等により、間接補助事業者である集落営農組織等の中核的な人材としての活動していくことを目指す高い意欲が認められ、かつ、当該間接補助事業者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること又は7か月以上の雇用契約を締結した後に翌年度以降も7か月以上の雇用契約を目標年度まで締結する意思を示していること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない等の理由で雇用契約の締結が困難な場合は、その構成員である個人等が中核となる若者等を新たに雇用することができるものとする。

（注2）若者等を雇用する経費については、
① 就業規則（又は給与規定）や雇用契約の定めに沿って支給され、かつ、間接補助事業者である集落営農組織において同等の業務に従事する従業員（雇用実績のない間接補助事業者については、地域で同程度の業務に従事する従業員）の賃金や手当の水準を参考として、社会通念上、著しく過大な額でないこと。
② 当該若者等が農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に従事した時間を基に算定された経費であること。

（注3）共同利用機械等の導入に当たっては、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

別表第2（第13条関係） 略

別表第2（第13条関係） 略

別記 第 1 号様式（第 4 条関係） 第 号 令和 年 月 日 高知県知事様 市町村長 令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付申請書 令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請します。 記 1 事業の目的 2 事業の内容及び計画	別記 第 1 号様式（第 4 条関係） 第 号 令和 年 月 日 高知県知事様 市町村長 令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付申請書 令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請します。 記 1 事業の目的 2 事業の内容及び計画
--	--

3 経費の配分

区 分		補助事業に要する経費	負担区分			備 考
			県補助金	市町村費	その他	
集落営農活性化プロジェクト促進事業	中核となる若者等の雇用	円	円	円	円	
	収益力の柱となる経営部門の確立					
	組織の法人化					
	共同利用機械等の導入					
	(小 計)					
集落営農連携促進等事業	中核となる若者等の雇用					
	収益力の柱となる経営部門の確立					
	組織の法人化					
	共同利用機械等の導入					
	(小 計)					
	合 計					

(注1) 補助事業に要する経費及び負担区分の欄は、間接補助事業者ごとの金額を記入すること。備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合に「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・

3 経費の配分

区 分		補助事業に要する経費	負担区分			備 考
			県補助金	市町村費	その他	
中核となる若者等の雇用		円	円	円	円	
収益力の柱となる経営部門の確立						
組織の法人化						
共同利用機械等の導入						
合 計						

(注1) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

☐ 免税事業者

☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

☐ 地方公共団体の一般会計

☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5 %超となることが確実に見込まれるもの

(注2) 第5条に基づき、間接補助事業者が交付決定前に着手した場合には、備考欄に着手年月日及び市町村に提出した交付決定前着手届の日付を記載すること。

財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの
(注２) 第５条に基づき、間接補助事業者が交付決定前に着手した場合には、備考欄に着手年月日及び市町村に提出した交付決定前着手届の日付を記載すること。

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(１) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(２) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
<u>補助金</u>	円	円	円	円	
<u>その他</u>					
計					

6 添付書類

(１) 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱

(２) 定款、寄附行為等及び収支予算

(３) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

(４) 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第５の１ 又は集落営農連携促進等事業実施要綱第５の１に定める市町村の支援計画

(５) 誓約書兼同意書（別記第２号様式）

4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(１) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(２) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
<u>中核となる若者等の雇用</u>	円	円	円	円	
<u>収益力の柱となる経営部門の確立</u>					
<u>組織の法人化</u>					
<u>共同利用機械等の導入</u>					
計					

6 添付書類

(１) 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱

(２) 定款、寄附行為等及び収支予算

(３) 予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の写し

(４) 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱第５の１に定める市町村の支援計画

(５) 誓約書兼同意書（別記第２号様式）

(注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

第 2 号様式（第 4 条関係）～第 3 号様式（第 7 条関係） 略

(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成する。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

第 2 号様式（第 4 条関係）～第 3 号様式（第 7 条関係） 略

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金遅延届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和年度高知県集落営農活性化推進事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注 2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

補助事業名 及び区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出 来 高 比 率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金遅延届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和年度高知県集落営農活性化推進事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注 2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 3 区分欄には、別記第 1 号様式の記の「3 経費の配分」において記載された事項について記載すること。
- 4 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 3 区分欄には、別記第 1 号様式の記の「3 経費の配分」において記載された事項について記載すること。
- 4 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

補助事業名 及び区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

(注) 1 区分欄には、別記第1号様式の記の「3経費の配分」において記載された事項について記載すること。

2「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業開始年月日 年 月 日

(注) 1 区分欄には、別記第1号様式の記の「3経費の配分」において記載された事項について記載すること。

2「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

第 6 号様式（第 10 条関係）	第 6 号様式（第 10 条関係）
第 令和 年 月 日	第 令和 年 月 日
高知県知事 様 市町村長	高知県知事 様 市町村長
令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金実績報告書	令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金実績報告書
令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業を 下記のとおり実施しましたので、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、 その実績を報告します。	令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業を 下記のとおり実施しましたので、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、 その実績を報告します。
記	記
1 事業の内容及び実績	1 事業の内容及び実績
2 経費の配分 （注）別記第 1 号様式の「3 経費の配分」と同じ様式を使用する。	2 経費の配分 （注）別記第 1 号様式の「3 経費の配分」と同じ様式を使用する。
3 事業完了年月日 令和 年 月 日	3 事業完了年月日 令和 年 月 日
4 収支精算 （注）別記第 1 号様式の「5 収支予算（精算）」と同じ様式を使用する。	4 収支精算 （注）別記第 1 号様式の「5 収支予算（精算）」と同じ様式を使用する。
5 添付書類 （1）市町村の補助金検査調書及び補助金の額を確定した書類の写し （2）財産管理台帳（別記第 10 号様式） （3）間接補助事業者の農業用機械、施設等の導入に係る支払内容の分かる書類（金融機関での振込書の写し等） <u>（4）補助金調書（別記第 6 号の 1 様式）</u>	5 添付書類 （1）市町村の補助金検査調書及び補助金の額を確定した書類の写し （2）財産管理台帳（別記第 10 号様式） （3）間接補助事業者の農業用機械、施設等の導入に係る支払内容の分かる書類（金融機関での振込書の写し等） <u>（4）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し</u>

第6号の1様式（第10条関係）

〇〇年度

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
補 助 事 業 名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇 〇 事業	円		款 項 目 節	円	円	款 項 目	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

（新設）

第 7 号様式（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、その実績を報告します。

記

補助事業名 及び区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	県補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち末支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

(注)

- 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

第 7 号様式（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度 高知県集落営農活性化推進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県集落営農活性化推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、その実績を報告します。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補 助 事 業 に 要する経費 (A)	県補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち末支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

(注)

- 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為に係る場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

第 8 号様式（第 10 条関係） 略

第 8 号様式（第 10 条関係） 略

[illegible][illegible]

(注) 1 区分欄には、別記第1号様式の記の「3経費の配分」において記載された事項について記載すること。

第10号様式（第12条関係）～第11号様式（第13条関係） 略

(注) 1 区分欄には、別記第1号様式の記の「3経費の配分」において記載された事項について記載すること。

第10号様式（第12条関係）～第11号様式（第13条関係） 略